

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月26日
【会社名】	CRAVIA株式会社
【英訳名】	CRAVIA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤原 宏樹
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目3番6号
【電話番号】	03-6435-7130(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 野口 敦司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目3番6号
【電話番号】	03-6435-7130(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 野口 敦司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 108,000,000円  (第14回新株予約権証券) その他の者に対する割当 3,800円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 342,003,800円  (第15回新株予約権証券) その他の者に対する割当 4,500円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 405,004,500円  (注) 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本株式第三者割当」といい、本株式第三者割当により発行される新株式を「本新株式」といいます。)については、2026年2月26日開催の当社取締役会決議において発行を決定しておりますが、その発行については、2026年3月27日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、本新株式並びにEVO FUND(ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム。以下「EVO FUND」といいます。)を割当予定先とする第14回新株予約権証券(以下「第14回新株予約権」といいます。)及びKJ Equity Partners Co.,Ltd.(Gimpo-si, Gyeonggi-do, 京畿道金浦市、代表者：佐藤欣昭。以下「KJEP」といい、EVO FUNDと併せて、個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第15回新株予約権証券(以下「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本新株式及び本新株予約権に係る募集を総称して「本第三者割当」といい、本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)に関する議案並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)について承認を受けることなどが条件となります。なお、本新株式の発行は、有利発行(本新株式の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)に該当するものと判断し、本定時株主総会において、有利発行の承認(特別決議)を得ることいたしました。
2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	12,000,000株	108,000,000	54,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	12,000,000株	108,000,000	54,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は54,000,000円であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
9	4.5	100株	2026年3月30日(月)		2026年3月30日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本株式第三者割当の割当予定先であるSAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD (以下「SJI」又は「株式割当予定先」といい、新株予約権割当予定先と併せて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間で本新株式に係る買取契約(以下「株式買取契約」といいます。)を締結した上で、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに株式割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本株式第三者割当は行われな

こととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
CRAVIA株式会社	東京都港区芝大門二丁目3番6号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿1丁目7-1

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	380,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	3,800円
発行価格	新株予約権1個につき0.01円 (新株予約権の目的である普通株式1株につき0.0001円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年3月30日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	CRAVIA株式会社 東京都港区芝大門二丁目3番6号
払込期日	2026年3月30日(月)
割当日	2026年3月30日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

(注) 1. 第14回新株予約権については、2026年2月26日開催の当社取締役会決議において発行を決定しておりますが、その発行については、本定時株主総会において、本第三者割当に関する議案及び当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)について承認を受けることなどが条件となります。なお、第14回新株予約権の発行は、有利発行(本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)に該当するものと判断し、本定時株主総会において、有利発行の承認(特別決議)を得ることといたしました。

2. 申込み及び払込みの方法は、2026年2月26日付で、EVO FUNDとの間で第14回新株予約権の買取契約(以下「第14回新株予約権買取契約」といい、KJEPとの間で締結する第15回新株予約権の買取契約(以下「第15回新株予約権買取契約」といいます。))及び株式買取契約と併せて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。)を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後にEVO FUNDとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 第14回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 第14回新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>第14回新株予約権の目的である株式の総数は38,000,000株(第14回新株予約権1個当たり100株(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第14回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第14回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各第14回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第14回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、9円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第14回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \times \text{既発行普通株式数}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第15回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第14回新株予約権を行使した第14回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第14回新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- 0.01円未満の端数を四捨五入する。
- 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用日の前日までに第14回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	342,003,800円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、第14回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第14回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、第14回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第14回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第14回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第14回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第14回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第14回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年3月31日から2027年3月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 第14回新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店
新株予約権の行使の条件	第14回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	第14回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、第14回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、企業やブランドのファンの育成・活性化を支援するアンバサダー事業を主軸事業としておりますが、業績回復に努めており、喫緊の課題として、安定的な収益基盤の構築を目指しております。従来、当社グループが行う事業報告セグメントは企業向けサービス提供を前提とした「アンバサダー事業」のみとなっておりますが、一つの事業モデルに依存している状況から、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考え、2024年6月から新たな事業としてECによる小売業を開始いたしました。本事業では、まずは商品原価及びECモール支払手数料・商品画像データ使用料・仕入先出荷手数料・広告宣伝費等の販売管理費を費用として計上し、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。連結経営成績は2023年12月期は売上高289百万円、経常損失439百万円、2024年12月期は売上高455百万円、経常損失320百万円、2025年12月期は売上高546百万円、経常損失301百万円と赤字ではあるものの、売上高の増加、赤字幅の縮小に努めている状況でございます。

また、債務超過の解消等を目的とした第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第13回新株予約権の一部又は全部の行使による資金調達の結果、当社グループの2024年度会計年度末において債務超過は解消されております。

一方で、2024年度会計年度末においても当社グループは重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、有価証券報告書の事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況にあります。特に、当社の営業キャッシュフローの回復につきましては、従前の想定よりも遅れが生じており、2025年12月期の期末実績において、1年間で営業損失が282百万円、月平均では23.5百万円の損失となっているなど、いまだ営業損失が継続しております。また、2025年12月期の決算上、継続企業の前提に関する注記を記載しております。かかる状況の中、当社の2025年12月期末の預金残高は32百万円まで減少しており、早期の運転資金の調達が必要であり、また、財務基盤を安定させることが急務です。

安定した財政基盤の確保の観点からは、当社は、アンバサダープログラムのテクノロジー・ノウハウを活かした事業多角化の推進を進めております。2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに買取契約(第13回新株予約権につきコミット条項付)の締結に関するお知らせ」のとおり、以下の～のとおり、M&A及び新規事業をすすめております。

#### インプレストラベル

- ・ 子会社化(2024年11月22日付「株式会社インプレストラベルの株式取得(子会社化)及び新たな事業の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 旅行業登録(2025年3月6日付「(開示事項の経過)当社連結子会社株式会社インプレストラベルの第3種旅行業登録に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 旅行比較サイトに海外航空券掲載開始(2025年11月17日付「インプレストラベル、旅行比較サイト「トラベルコ」に海外航空券掲載開始」にてPR情報公表)

#### みっとめるへん社

- ・ 発行済株式総数の5%を取得(2024年12月13日付「株式会社みっとめるへん社との資本業務提携に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 発行済株式総数の25%を追加取得し持分法適用関連会社化(2025年3月17日付「株式会社みっとめるへん社の株式取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ サン宝石事業部TikTok Shop出店運用支援(2025年7月11日付「アジャイルメディア・ネットワークが出店・運営を支援する、株式会社みっとめるへん社サン宝石事業部TikTok Shop、本日より正式販売を開始」にてPR情報公表)
- ・ サン宝石事業部オリジナル商品卸売開始(2026年1月13日付「サン宝石の人気キャラクター「ほっぺちゃん」アニメ化・SNS影響力拡大を背景としたオリジナル商品の卸売開始に関するお知らせ」にてPR情報公表)
- ・ サン宝石IP(知的財産)に関するライセンス窓口業務一元化・業務統括体制構築(2026年1月15日付「サン宝石IP(知的財産)に関するライセンス窓口業務一元化及び業務統括体制構築に関するお知らせ」にてPR情報公表)
- ・ みっとめるへん社、他3社との合併に伴い存続会社「メモリーテックつくば株式会社」の株式7.99%を承継し、みっとめるへん社は消滅(2026年2月2日付「持分法適用関連会社の異動(合併による消滅)に関するお知らせ」及び2026年2月3日付「(訂正)「持分法適用関連会社の異動(合併による消滅)に関するお知らせ」の一部訂正について」にて適時開示)

そのほか、みっとめるへん社とは、サン宝石事業部が展開する人気キャラクターIP、「ほっぺちゃん」を中心に、IP価値の再定義及び新たな収益機会の創出に向けた取り組みを進めてまいりました。従来の商品卸売・実店舗販売に加えた新たな展開方法を検討、IPを活用した場合のターゲット層・価格帯・商品構成の整理、中長期的な展開を見据えた事業スキーム及び役割分担の整理、TikTok Shopを活用した販売・プロモーション支援を実施しており、あくまで検証・試行を目的とした取り組みになっております。前回増資以降、短期的な売上創出を目的とした投資ではなく、IP及び新たな販売チャネルの有効性を検証するための取り組みを進めてきました。現時点では準備・検証段階であり、収益化については慎重に判断しております。

#### 東京書店

- ・ 発行済株式総数の5%を取得(2024年12月13日付「東京書店株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 発行済株式総数の25%を追加取得し持分法適用関連会社化(2025年3月11日付「東京書店株式会社の株式取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ TikTok Shop出店・運営支援(2025年6月12日付「アジャイルメディア・ネットワーク、ByteDance社の新サービス「TikTok Shop」における東京書店株式会社の出店・運営を全面支援」にてPR情報公表)

そのほか、東京書店とは、東京書店が有する出版・キャラクターIP及び流通ネットワークと、当社のファンマーケティング・商品企画・デジタル活用ノウハウを組み合わせた協業可能性について、継続的な協議をしております。単発の企画検討に留まらず、継続的な事業化を前提とした関係性を構築出来ればと考えており、具体的には東京書店グループが保有するIP・キャラクターを活用した商品化・販促・デジタル施策に関する企画検討、出版・小売チャネルを前提とした実店舗及びEC双方での展開スキームの整理、ファン層・購買層の特性分析を踏まえたマーケティング及びプロモーション手法の検討、現時点では収益計上には至っていないものの、IP活用を前提とした具体的な商品・施策の検討段階に入りつつあり、今後収益に向けた土台作りを構築中です。

#### BEBOP

- ・ 合併会社設立(2024年11月25日付「株式会社0rb Promotionとの業務提携(合併会社設立)及び新たな事業の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 所属タレント第一号(岩永徹也)と契約(2024年12月25日付「(開示事項の経過)株式会社BEBOP所属第一号タレントとのマネージメント契約締結に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 所属タレント岩永徹也中国イベント出演(2025年2月12日付「BEBOP所属タレント岩永徹也 中国・大連でのイベント出演のお知らせ」にてPR情報公表)
- ・ 所属タレント岩永徹也トークショー開催(2025年2月18日付「BEBOP所属タレント岩永徹也イベント『岩永徹也プレミアムトークショー vol.1』開催のお知らせ」にてPR情報公表)
- ・ 俳優・田淵累生のプロモーション及びマネージメント開始(2025年4月11日付「アジャイルメディア・ネットワーク子会社、BEBOPが0rb Promotion所属の俳優・田淵累生のプロモーション及びマネージメントを開始」にてPR情報公表)
- ・ 所属タレント岩永徹也舞台出演(2025年6月10日付「BEBOP所属タレント岩永徹也 舞台『ガリレオの目-それでも地球は-』出演決定!」にてPR情報公表)
- ・ 柏木由紀ディナーショー主催(2025年10月21日付「柏木由紀ディナーショー『寝ても覚めてもゆきりんワールド~ディナーショーでも夢中にさせちゃうぞっ Vol.2』開催決定のお知らせ」にてPR情報公表)

#### 辻元

- ・ 株式取得による子会社化(2025年1月20日付「有限会社 辻元の株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)

#### cadre

- ・ 株式取得による子会社化(2025年3月10日付「株式会社cadreの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)

#### sayuri style

- ・ 株式取得による子会社化(2025年5月26日付「株式会社sayuri styleの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ TikTok Shopを開設(2025年6月9日付「連結子会社のsayuri style社、ByteDance社の新サービス「TikTok Shop」を開設」にてPR情報公表)
- ・ C00社のファッション雑貨の販売を開始(2025年7月2日付「連結子会社のsayuri style社、C00社のファッション雑貨の販売を開始」にてPR情報公表)
- ・ 株式譲渡による連結除外(2025年12月19日付「連結子会社の異動(株式譲渡)に関するお知らせ」にて適時開示)

#### リユース事業

- ・ 事業譲受による子会社化(2025年9月30日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 不動産会社紹介サービスを開始(2025年12月25日付「BTCリンク、リユース事業において不動産会社紹介サービスを開始」にてPR情報公表)

#### ミライル

- ・ 医療機器製造業許可(2025年2月27日付「(開示事項の経過)当社連結子会社株式会社ミライルの医療機器製造業許可に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 柏木由紀プロデュース カラーコンタクトレンズ発売開始(2025年9月12日付「柏木由紀プロデュース カラーコンタクトレンズ「Winkuu(ウインクウー)」発売開始のお知らせ」にてPR情報公表)

### 暗号資産投資事業

- ・ 暗号資産投資事業開始(2025年6月30日付「新たな事業(暗号資産投資事業)の開始及び暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入を決議(2025年7月15日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年7月16日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年7月22日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年7月28日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月4日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月12日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月18日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月25日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン全量売却(2026年2月3日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」及び2026年2月20日付「(訂正)「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」の一部訂正について」にて適時開示)

2025年12月末決算で15百万円の暗号資産評価損を計上し、また2026年12月期第1四半期決算で9百万円の暗号資産売却損を計上する予定です。

ECによる小売業は、上記のとおり売上が好調に推移しております。また、2025年9月30日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」で公表したりユース事業も事業開始から順調に利益を計上していることから、これらの小売業の分野への投資による、収益構造の改善が見込まれると考えております。他方、これらの小売業は利益率に優れるものではないため、当社グループの黒字化の達成には一定の時間がかかることが見込まれます。当社は、業務の効率化を進め、またアンバサダーマーケティング事業を始めとした他の事業においても売り上げを増進させ、黒字化を目指しておりますが、現時点で、短期的な収益構造の改善は見込めておりません。

そのため、現在のキャッシュフロー及び預金との関係で早期に、かつ、黒字化に向けた収益構造の改善のための一定以上の期間にわたる運転資金を高い蓋然性で調達する必要があるところ、当社は、その方法として、金融機関からの借入れや社債の発行、株式や新株予約権の発行等、複数の方法を検討してまいりました。

このうち、金融機関からの借入れにつきましては、当社は2021年6月に公表しましたとおり、元役員による不適切な資金流用及び会計処理が発覚し、特設注意市場銘柄に指定されたことの影響があり、2023年8月30日付で特設注意市場銘柄の指定は解除されたものの、依然として金融機関からの十分な借入れが行えない状況にあります。

社債の発行については、当社において十分な担保価値を有する資産はなく、社債の現実的な引受先は見つかりませんでした。なお、本資金調達に先立ち、2026年2月に運転資金として、第3回無担保普通社債を発行し、また、2026年3月31日に第4回無担保普通社債を発行する予定ですが、これらの社債はいずれも本資金調達の割当予定先に対して発行するものであり、本資金調達が行われることを前提とした、繋ぎ融資としての性格を有するものであり、社債のみによる資金調達は現実的ではありません。

また、第11回新株予約権と同様の有利発行ではない固定型新株予約権や、第13回新株予約権と同様の、行使価額修正型の新株予約権については、行使が進まないこと資金調達ができないことや満額の調達ができない可能性があるという点から、早期の資金調達が必要な今回の資金調達においては不適であると判断いたしました。また、コミットメント型の新株予約権については引受先が見つかりませんでした。その他の資金調達方法を採用できなかった理由については下記「(4) 本資金調達の特徴」もご参照ください。

上記のとおり、早期かつ一定規模の資金調達及び財務基盤の安定化という目的を十分に達成するための方法は非常に限られております。当社は「(3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり資金調達について割当予定先との協議も含めさらに検討を行った結果、本資金調達がかかる目的のため最も適しており、またその他の方法での資金調達は極めて困難であると考えております。

当社における資金繰りの状況は非常に厳しいものであり、その解決及び財政基盤の安定は喫緊の課題となっております。上記のとおり、その解決方法として本資金調達が最も有効な手段であり、蓋然性の高い運転資金の確保という観点からも当社にとって必要不可欠と考えております。しかしながら、本資金調達は大規模な希薄化を伴い、かつ、割当予定先のみ特に有利な価額での株式の発行又は新株予約権の行使を可能とするものであるため、かかる状況において、本資金調達実施の是非を既存株主に判断いただくべく、本定時株主総会にて、特別決議の議題として審議いただくことといたしました。

2026年2月3日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」及び2026年2月20日付「(訂正)「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」の一部訂正について」に記載のとおり、ビットコインの売却により確保した54百万円は、当初「M&A及び新規事業投資に充当する予定」としておりましたが、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方 本新株式 イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社は2028年12月期まで赤字継続の計画となっており、少しでも長く運転資金を確保する必要があることから、ビットコイン売却で得た54百万円について運転資金に充当する方針に変更しております。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、株式割当予定先に対し本新株式を、新株予約権割当予定先に対し本新株予約権を、それぞれ割り当て、本新株予約権については新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、本新株予約権の発行が本定時株主総会において承認された場合には、2026年3月31日付でEVO FUNDに対して以下に記載の概要にて発行価額総額最大100,000,000円の無担保普通社債(以下「本社債」といいます。)を発行する予定です。第14回新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、本社債の償還に用いられる見込みです。なお、本新株予約権の発行が本定時株主総会において承認されなかった場合には、本社債は発行されません。

### < 本社債の概要 >

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1. 名称     | CRAVIA株式会社第4回無担保普通社債             |
| 2. 社債の総額  | 100,000,000円                     |
| 3. 各社債の金額 | 金2,500,000円                      |
| 4. 払込期日   | 2026年3月31日(火)                    |
| 5. 償還期日   | 2027年3月31日(水)                    |
| 6. 利率     | 年率0.0%                           |
| 7. 発行価額   | 額面100円につき金100円                   |
| 8. 償還価額   | 額面100円につき金100円                   |
| 9. 償還方法   | 満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 |

社債権者は、本社債の払込日から6か月が経過した日以降いつでも、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」といいます。)の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

2026年3月31日(当日を含みます)以降、当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における普通取引の終値が基準金額(以下に定義します。)以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は9円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。

当社が、社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、かかる請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。

当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限り)、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。

当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日の10営業日以上前に事前通知を行ったうえで、繰上償還日にその保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求することができます。

本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から( )当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び( )本社債の発行要項第2項に基づき金100,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(2,500,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。

## 11. 資金使途

本社債の発行により調達する資金の額は、100百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

・2026年4月以降の運転資金の補填

運転資金4か月分として100百万円(内訳：人件費56百万円(原価人件費26百万円販管人件費30百万円)、外注費用19百万円、賃借料3百万円、及びその他一般経費22百万円)を見込んでおります。

本資金調達においてはSJIへの本新株発行によって約100百万円は発行日に調達できる見込みですが、その他は新株予約権であるため正確な行使時期が特定できず、直近の運転資金へ充当することができるかは不透明であります。

そのため、直近の運転資金を確保するため、本社債による確実な資金調達をすることいたしました。

## (3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に合う資金調達の方法を検討し、EVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン)(以下「EJS」といいます。)を含む複数の証券会社に相談いたしました。当社は蓋然性の高い資本増強の中で最も株主の負担が小さいスキーム(発行価額が高い、市場での流動性や株価への影響が小さい等)を模索していたところ、3名から資金調達に関する提案を受けましたが、いずれも現実的な計画として具体化しませんでした。その後、2025年12月にEJSから、本新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。当初の提案は、第三者割当による資金調達予定金額総額約8億5,000万円の全てにつき、EVO FUNDが引き受ける旨の提案であり、具体的には、大規模な希薄化を伴う、株価より大幅に低い行使価額での本新株予約権の発行を提案するものでした。これについて、当社としては、行使コミットメントや社債引受による安定的な資金調達を優先することで、当社を存続させることを第一と考えておりましたが、現実的な引受先はございませんでした。一方で本資金調達のスキームであれば本新株式による即時の調達に加え、社債の引き受けも可能であるということであり直近の運転資金を確実に確保することができます。本資金調達は株主の負担が小さいとはいえないものの、行使価額や対象株式数が固定され将来的な市場株価の変動の影響を受けない本新株予約権の発行により行使期間全体を通じてみると安定した資金調達を行うことができることを踏まえ、直近の運転資金を確実に確保する必要があるにもかかわらずこれ以外に現実的な資金調達の方法がない当社の状況に鑑みれば、EVO FUNDの提案を受け入れて本新株予約権の発行による資金調達を実施することが当社にとって適当であると判断いたしました。もっとも、EVO FUNDの本新株予約権の保有方針は純投資目的であり、株価の動向次第では、短期間のうちに本新株予約権が大量に行使され、行使による取得株式が大量に市場で売却されることによる、市場での流動性や株価への影響も懸念されるところです。このような株価への影響を抑制するため、EVO FUNDへの割当と同時に新株予約権と普通株式を中長期的な協調による互いの企業価値の向上を目的としており、買取契約上市場売却制限の定めなどはないものの中長期的な保有が期待できるSJIとKJEPへ割り当てる調達案の交渉をいたしました。この場合、当社株式の市場株価からは大幅なディスカウントとなる発行価格及び行使価額での本新株式及び本新株予約権の発行となるため、新株式を割り当てる者を除き全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化(ディスカウント発行による理論株価の低下)が生じるところではありますが、当社にとって、早期の資金調達及び財務基盤の強化が急務であることを踏まえ、本新株予約権及び本新株式の発行による資金調達が当社にとって適当であると判断いたしました。

本新株予約権の第三者割当及び本新株式の第三者割当の双方ともに当社の事業及び事業環境の進展に寄与する資金調達であることから、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせた本スキームを採用することを検討いたしました。当社の喫緊の資金繰り状況改善のため、早期の資金調達が必要であるところ、本スキームは、本新株式の発行により、早期の段階で一定の資金を調達できるとともに、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使により、当社の資金需要に応じた早期の資金調達の確実性を高めながら、本資金調達のうち本新株式及び第15回新株予約権の発行については、中長期的な保有が期待されるため、これにより本資金調達全体における市場での株式流動性及び株価への影響を、相当程度低減できると考えております。

そして、下記「(4) 本資金調達の特徴」に記載の本資金調達のメリット及びデメリット並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金の調達と早期の財務基盤の強化を、一定の期間において高い蓋然性にて実現できることから、総合的な判断により本資金調達を採用することを決定しました。なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」の記載をご参照ください。

## (4) 本資金調達の特徴

本新株予約権の行使価額と割当株式数は固定されており、そのため本新株予約権は調達資金の最大額も固定されております。また、本資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。本新株式の発行は発行時点で一定金額の資金調達が可能であり、本新株予約権は行使価額や対象株式数が固定されているため将来的な市場株価の変動の影響を受けない安定した設計であり、本新株予約権の発行及び行使により追加の資金調達も可能な建付けとなっております。そのため、資金調達の時期を当社がコントロールできな

いことや希薄化率の大きさを考慮しても、行使期間全体を通じてみると長くない期間内に安定した額の資金調達を行うことができると考えております。当社としては、本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、本資金調達により短期的な運転資金を確保することにより企業継続のための財務基盤を安定させ、収益力の改善を図ることを通して、当グループ全体の企業価値の一層の向上につながると考え、以下に記載するデメリットを上回るメリットがあるものと判断いたしました。

#### [メリット]

##### 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(行使価額は9円)されており、いわゆるMSワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(第14回新株予約権38,000,000株、第15回新株予約権45,000,000株、合計83,000,000株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

##### 発行時に一定の資金調達が可能

本新株式及び本社債の発行により、発行時点で一定程度の資金を調達することができます。

##### 資金調達コストの削減

想定される資金調達時期の異なる本新株式、本新株予約権及び本社債の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

##### 新株予約権買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、新株予約権割当予定先から第三者へは譲渡されません。

#### [デメリット]

株価より著しく低い発行価額及び行使価額での本新株式及び本新株予約権を発行することによる、SJI以外の既存株主の資産価値の大幅な希薄化

当社株式の市場株価からは大幅なディスカウントとなる発行価格及び行使価額での新株式及び本新株予約権の発行となるため、SJIを除く全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化(ディスカウント発行による理論株価の低下)が生じることになります。

##### 既存株式の議決権の希薄化の発生

借入又は社債と異なり、本新株式の発行による新規発行株式数12,000,000株(議決権数120,000個)に、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式83,000,000株(議決権数830,000個)を合算した総数は普通株式95,000,000株(議決権数950,000個)であり、希薄化率282.02%(議決権総数に対し282.08%)の既存株式の希薄化が生じることになります。

##### 当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本新株式及び本社債により早期の段階で一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

##### 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

公募ではなく、第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

##### 不行使期間・取得条項が存在しないこと

本スキームは、確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計や、また、社債引受けに係るリスク負担や行使後の保有方針等も考慮したうえでの新株予約権割当予定先との交渉に基づき、当社の選択により、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで新株予約権を取得・消却することを可能とする取得条項の設定はされていません。したがって、新株予約権割当予定先による権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

#### (5) 他の資金調達方法

##### 新株式発行による増資

###### (a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

###### (b) 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。株主割当増資であれば、当社普通株式の市場価格からは大幅なディスカウントとなる発行価格であっても、既存株主が保有する株式価値の実質的な希薄化を回避できる可能性はございますが、需給悪化による株価への影響は大きいと考えられ、結果として株価が発行価額を下回った場合

は資金調達も進まないため、資金調達の蓋然性が低いと判断しました。これらの点を考慮の上、早期の資金調達及び財務基盤の強化が急務である当社においては、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式又は新株予約権のみの第三者割当増資

一般的な新株式のみの第三者割当では、希薄化が一度に生じるうえ、現在の当社の財務状況に鑑みて当社が必要とする資金全額の引受先を確保することは困難です。他方において新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があるとともに、株式流動性や株価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権付社債(MSCB含む。)

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。なお、今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けてもおりません。また、割当予定先からも本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。

新株予約権無償割当による増資

新株予約権を上場させるコミットメント型ライツ・イシューについては、現在の当社の財務状況に鑑みると引受手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当を実施することも考えられますが、これについては、株主が新株予約権を行使しない場合には資金調達及び資本増強は実現しません。また、当該新株予約権が上場されていないため、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しいと考えられます。また、多数の投資家(当社株主)がディスカウントされた行使価額で新株予約権を行使でき、かつ、取得した当社株式を中長期にわたり保有することがコミットされていない場合には、各々が他の投資家(当社株主)よりも先に売却してディスカウント分の利益を得ようとする行動も想定され、結果的に需給が悪化し株価が大きく下落する可能性もあると考えております。そのような場合には調達する資金の額が想定を下回るおそれがあることに加え、当社株主は多数に及んでおり、そのような予想される株主の行動を踏まえたうえで既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、当社の資金需要に合致した資金調達を高い蓋然性をもって実現することは困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。行使価額を大幅にディスカウントすれば、いわゆる非譲渡型ライツ・イシューを実施することで一定の資本調達を実現できる可能性はあるものの、追加出資を希望しない既存株主に対しても、希薄化による経済的不利益を回避するために新株予約権の行使を事実上強制することとなるほか、株価影響が大きく、結果として株価が行使価額を下回った場合は資金調達も進まず、資金調達の蓋然性が低くなると判断しました。

借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。なお、上記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社は、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があります。

種類株式の発行による増資

種類株式は設計次第で希薄化を抑制することが可能ですが、取得請求権を付与した場合は償還が必要となりますので、借入金と同様に今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

2. 第14回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第14回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第14回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第14回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第14回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第14回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

3. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、SJIは、その保有する当社普通株式の一部についてEVO FUNDへの貸株を行う予

定です(契約期間：2026年3月30日～2027年4月7日、貸借株数(上限)：3,300,000株、貸借料：年率0%、担保：無し)。契約期間中に貸株が実行され、SJIが主要株主でなくなった場合はその旨を適時開示します。

#### 4. 第14回新株予約権に係る株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、第14回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第14回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

#### 5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第14回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第14回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 5 【新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)】

#### (1) 【募集の条件】

発行数	450,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	4,500円
発行価格	新株予約権1個につき0.01円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.0001円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年3月30日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	CRAVIA株式会社 東京都港区芝大門二丁目3番6号
払込期日	2026年3月30日(月)
割当日	2026年3月30日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿西口支店

(注) 1. 第15回新株予約権については、2026年2月26日開催の当社取締役会決議において発行を決定しておりますが、その発行については、本定時株主総会において、本第三者割当に関する議案及び当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)について承認を受けることなどが条件となります。なお、第15回新株予約権の発行は、有利発行(本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)に該当するものと判断し、本定時株主総会において、有利発行の承認(特別決議)を得ることといたしました。

2. 申込み及び払込みの方法は、KJEPとの間で本買取契約を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後にKJEPとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 第15回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 第15回新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>第15回新株予約権の目的である株式の総数は45,000,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。))とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各第15回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第15回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、9円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第15回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第15回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(第14回新株予約権を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>405,004,500円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、第15回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第15回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、第15回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第15回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第15回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年3月31日から2029年3月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第15回新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>CRAVIA株式会社 総務人事部</p> <p>東京都港区芝大門二丁目3番6号</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 新宿西口支店</p>
新株予約権の行使の条件	第15回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	第15回新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、第15回新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由  
 上記「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」を参照。

## 2. 第15回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第15回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第15回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第15回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第15回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第15回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- (4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

## 3. 第15回新株予約権に係る株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、第15回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第15回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

## 4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

## 6 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
855,008,300	16,753,155	838,255,145

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額108,000,000円並びに本新株予約権の払込金額の総額8,300円(第14回新株予約権3,800円、第15回新株予約権4,500円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額747,000,000円(第14回新株予約権342,000,000円、第15回新株予約権405,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、弁護士費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

## (2) 【手取金の使途】

本第三者割当によって調達する資金(以下「本件調達資金」といいます。)の額は合計約838百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
運転資金	600	2026年11月～2028年10月
普通社債の返済	200	2026年4月～2027年3月
リユース事業新規出店コスト	38	2026年4月～2029年3月
合計	838	

(注) 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、銀行口座に預け入れる予定であります。なお、運転資金につきましては、運転資金用の銀行口座に預け入れることで管理いたします。

## 運転資金

2025年12月19日付「資金使途変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の営業キャッシュフローの回復につきまして、当初の想定よりも遅れが生じております。そのため、2025年12月期の期末実績において、1年間で営業損失が282百万円、月平均では23.5百万円の損失となりました。この状況を踏まえ、今後の資金繰りに対する安全性を確保するため、予備費を考慮した上で必要な資金を月間25百万円と見積もっております。

当社は2028年12月期まで赤字継続の計画となっており、少しでも長く運転資金を確保する必要があることから、企業継続のため短期的な資金確保が最重要と考えており、以上に基づき、月間25百万円の24か月分に相当する600百万円を充当いたします。

600百万円の主な内訳は、人件費338百万円(原価人件費154百万円及び販管人件費184百万円)、外注費用126百万円、賃借料16百万円、その他一般経費120百万円です。

上記「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおりビットコインの売却により54百万円を確保したことにより運転資金2.16か月分、及び「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、CRAVIA株式会社第4回無担保普通社債において4か月分の運転資金を確保できているため、2026年11月から24か月分の運転資金として充当いたします。

## 普通社債の返済

2026年2月に2026年4月までの運転資金として、第3回無担保普通社債を概要以下のとおり100百万円発行することを本日開催の取締役会で決議しており、この返済に充当いたします。加えて、本第三者割当と同時にEVO FUNDへの第4回無担保普通社債を上記「4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)

(2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり100百万円発行するため、この返済にも充当いたします。

以上に基づき、合わせて200百万円を本件調達資金から充当いたします。

2026年2月から2026年4月までの運転資金100百万円の内訳は、人件費47百万円(原価人件費20百万円及び販管人件費27百万円)、外注費19百万円、賃借料2百万円、及びその他一般経費32百万円です。2月から4月は法定提出書類や株主総会等があり、外注費支出及びその他一般経費支出が増加する期間であるため、に記載の月間25百万円から増加する月でございます。

## &lt; 第3回無担保普通社債の概要 &gt;

- 名称 CRAVIA株式会社第3回無担保普通社債
- 社債の総額 100,000,000円
- 各社債の金額 金100,000,000円の1種
- 払込期日 2026年2月27日
- 償還期日 2026年6月30日
- 利率 年率10.0%
- 発行価額 額面100円につき金100円
- 償還価額 額面100円につき金100円
- 償還方法 満期一括償還(ただし繰上償還条項あり)
- 総額引受人 KJEP
- 資金使途 調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。  
・2026年4月までの運転資金の補填

## リユース事業新規出店コスト

2025年9月30日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」のとおり、リユース事業を展開しております。事業開始から順調に利益を計上しており、貴金属や高級ブランド商材などの買取及び販売を行う「リユース事業」は、安定した需要が見込まれる分野であり、当社の持つマーケティング関連のノウハウを活用した事業展開が期待できることから、新規出店することで、安定的に当社グループの収益力を改善できると考えております。支出の内訳としては、開店月に設備資金として3百万円(貸借資金112万円、設備備品等168万円、開始在庫20万円)、次月から5か月間毎月70万円(広告費45万円、賃料10万円、間接経費15万円)、合わせて6か月間で650万円を黒字化までに必要な新規出店コストとして見込んでおります。3年で6店舗の開店を計画しており、調達資金の資金使途のうち 運転資金及び 社債の返済を優先し残額をリユース事業新規出店コストに充当するため、1店舗650万円の6店舗で合計39百万円となりますが、後半1.5か月分程度の不足分1百万円は売上回収資金から充当する予定であり、3年間で合計38百万円の資金を充当いたします。

(注) 過去ファイナンスの調達状況及び充当状況

## 第三者割当による第11回新株予約権の発行

割当日	2024年11月18日
発行新株予約権数	239,000個
発行価額	総額29,875,000円(新株予約権1個当たり125円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	1,793,695,000円
割当先	SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD 203,000個 株式会社エムエス商店 25,000個 J I A証券株式会社 5,000個 若杉小夜香 1,000個 百瀬宙成 5,000個
募集時における発行済株式数	24,489,120株
当該募集による潜在株式数	23,900,000株
現時点における行使状況	3,000,000株(残新株予約権数209,000個)
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	225,150,000円
発行時における当初の資金使途	運転資金(営業赤字の補填)(180百万円) 運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)(150百万円) 既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)(101百万円) M&A及び新規事業投資(1,873百万円)
発行時における支出予定時期	2025年1月～2025年12月 2025年1月～2026年12月 2024年11月～2026年12月 2024年11月～2029年10月
現時点における充当状況	運転資金(営業赤字の補填)(280百万円) 運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)(0百万円) 既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)(0百万円) M&A及び新規事業投資(301百万円) 暗号資産の購入(70百万円)

資金使途については、第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、現時点における充当状況については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

2025年6月26日付「資金使途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、資金使途に 暗号資産の購入を追加しております。

SJIの保有する第11回新株予約権の全て(203,000個)について、2026年3月30日付で当社による取得及び消却を行う予定です。

## 第三者割当による第12回新株予約権の発行

割当日	2024年11月18日
発行新株予約権数	6,000個
発行価額	総額696,000円(新株予約権1個当たり116円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	49,896,000円
割当先	寺本直樹 3,000個 野口敦司 3,000個
募集時における 発行済株式数	24,489,120株
当該募集による 潜在株式数	600,000株
現時点における 行使状況	0株(残新株予約権数6,000個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	0円
発行時における 当初の資金用途	運転資金(営業赤字の補填)(180百万円) 運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)(150百万円) 既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ 会社貸付金)(101百万円) M&A及び新規事業投資(1,873百万円)
発行時における 支出予定時期	2025年1月～2025年12月 2025年1月～2026年12月 2024年11月～2026年12月 2024年11月～2029年10月
現時点における 充当状況	2026年2月26日時点で行使されておりません。

第11回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しております。

## 第三者割当による第13回新株予約権の発行

割当日	2024年11月18日
発行新株予約権数	60,000個
発行価額	総額3,180,000円(新株予約権1個当たり53円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	495,180,000円
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 48,000個 MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 12,000個
募集時における発行済株式数	24,489,120株
当該募集による潜在株式数	6,000,000株
現時点における行使状況	6,000,000株(残新株予約権数0個)
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	495,180,000円
発行時における当初の資金用途	運転資金(営業赤字の補填)(180百万円) 運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)(150百万円) 既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)(101百万円) M&A及び新規事業投資(1,873百万円)
発行時における支出予定時期	2025年1月～2025年12月 2025年1月～2026年12月 2024年11月～2026年12月 2024年11月～2029年10月
現時点における充当状況	運転資金(営業赤字の補填)(280百万円) 運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)(0百万円) 既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)(0百万円) M&A及び新規事業投資(301百万円) 暗号資産の購入(70百万円)

資金用途については、第11回新株予約権及び第12回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、現時点における充当状況については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

2025年6月26日付「資金用途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、資金用途に暗号資産の購入を追加しております。

第13回新株予約権については全て行使完了済であります。

- (注) 1. 2025年6月26日付「資金用途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、新たに項目として「暗号資産の購入」を追加し、その支出予定金額としては500百万円とし、これに伴いM&A及び新規事業投資より500百万円を減額し1,373百万円に変更しております。
2. 2025年8月21日付「資金用途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、「運転資金(営業赤字の補填)」に500百万円を追加し、支出予定金額を230百万円に変更し、これに伴い「M&A及び新規事業投資」より同額の500百万円を減額し、さらに第13回新株予約権の行使完了時に手取り額が当初想定より57百万円減少したことから、合わせて107百万円を「M&A及び新規事業投資」から減額し、支出予定額を1,266百万円に変更しております。
3. 2025年12月19日付「資金用途変更に関するお知らせ」にて公表のとおり、「運転資金(営業赤字の補填)」に300百万円を追加し、支出予定金額を530百万円に変更し、これに伴い「M&A及び新規事業投資」より同額の300百万円を減額し支出予定額を966百万円に変更しております。

## 第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金(営業赤字の補填)	530	2025年1月～2026年12月
運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)	150	2025年1月～2026年12月
既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)	101	2024年11月～2026年12月
M&A及び新規事業投資	966	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	500	2025年6月～2029年10月
合計	2,247	

第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しております。

## 第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の充当状況

具体的な使途	充当した額 (百万円)	今後の調達予定額 (百万円)
運転資金(営業赤字の補填)	287	243
運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)	0	150
既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)	0	101
M&A及び新規事業投資	298	668
暗号資産の購入	70	430
合計	655	1,592

今後の調達予定額については、第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、充当した額については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

## &lt; 第11回新株予約権の当社による取得及び消却後 &gt;

## 第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の資金使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金(営業赤字の補填)	287	2025年1月～2026年3月
運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)	0	2025年1月～2026年3月
既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)	0	2024年11月～2026年3月
M&A及び新規事業投資	392	2024年11月～2029年10月
暗号資産の購入	70	2025年6月～2029年10月
合計	749	

第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しております。

SJIの保有する第11回新株予約権の全て(203,000個)について、2026年3月30日付で当社による取得及び消却を行う予定です。

## 第三者割当による第11回新株予約権による調達資金の充当状況

具体的な用途	充当した額 (百万円)	今後の調達予定額 (百万円)
運転資金(営業赤字の補填)	287	0
運転資金(人員増強及びAM事業施策費用)	0	0
既存事業への投資資金(研究開発費、広告宣伝費及びグループ会社貸付金)	0	0
M&A及び新規事業投資	298	94
暗号資産の購入	70	0
合計	655	94

今後の調達予定額については、第12回新株予約権及び第13回新株予約権による調達資金を含む額を記載しておりますが、充当した額については第12回新株予約権が行使されていないことから、第11回新株予約権及び第13回新株予約権を含む額を記載しております。

SJIの保有する第11回新株予約権の全て(203,000個)について、2026年3月30日付で当社による取得及び消却を行う予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

本新株式

a. 割当予定先の概要	名称	SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD (サムライ ジャパン インベストメント)
	本店の所在地	10 ANSON ROAD #17-20 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE
	国内の主たる事務所及び責任者の氏名及び連絡先	東京都千代田区丸の内2-5-2三菱ビル965 SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD 常任代理人 千代田・中島・春日井法律事務所 弁護士 中島龍生
	代表者の役職及び氏名	DIRECTOR 渡部 尚
	資本金	200,000 SGD
	事業の内容	有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務
	主たる出資者及びその出資比率	有限会社プレスライン(100%)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	2024年10月31日提出の有価証券届出書に記載のとおり、第11回新株予約権を203,000個割当ており、その全てが残存しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年2月26日現在におけるものです。

## 本新株予約権

## (a) 第14回新株予約権

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	純資産：約242.8百万米ドル(2025年10月31日現在) 払込資本金：1米ドル
	事業の内容	ファンド運用、投資業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権：Evolution Japan Group Holding Inc. 100% (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年2月26日現在におけるものです。

## (b) 第15回新株予約権

a. 割当予定先の概要	名称	KJ Equity Partners Co.,Ltd. (ケイジェイエクイティパートナーズ)
	本店の所在地	Room 701-200, 7F, Seogyong Plaza, 10, Gimpoheung 9-ro 75beon-gil, Gimpo-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea
	国内の主たる事務所及び責任者の氏名及び連絡先	東京都渋谷区恵比寿南2-6-14小林ビル1階 KJ Equity Partners Co.,Ltd. 常任代理人 アクセスライツ法律事務所 弁護士 中野壮洋
	代表者の役職及び氏名	代表理事 佐藤欣昭
	資本金	100,000,000ウォン
	事業の内容	・有価証券等の保有、売買及び運用に関する業務 ・経営諮問及び企業経営コンサルティング業
	主たる出資者及びその出資比率	有限会社スプリングエンタープライズ(100%)
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	2026年2月にCRAVIA株式会社第3回無担保普通社債100百万円として当社が借入を行う決議をいたしました。
	技術又は取引等関係	当社の韓国における事業につき業務委託基本契約を締結しております。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年2月26日現在におけるものです。

## (2) 割当予定先の選定理由

## SJI(株式割当予定先)

第11回新株予約権の割当先であって当社と従前から資本関係を有しているため円滑な割当が可能であることに加え、当社主要株主である株式会社玉光堂と共に当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、議決権行使において協調していく方針で合意しているものと伺っているため当社の企業価値向上に資する割当先であると考えられること、かつSJIは第11回新株予約権の行使はして頂けなかったものの、本件は株式の割当であり、確実に発行日に資金調達が可能であることから、割当先として適切と判断いたしました。なお、SJIは第11回新株予約権の割当先でありましたが、第11回新株予約権は行使期間が4年ほど残っており、いつ行使していただけるか不透明であったため、SJIが保有する第11回新株予約権を取得して消却の上、本新株式を発行して即時の資金調達を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

## EVO FUND(第14回新株予約権割当予定先)

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載したとおり、「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

かかる目的をもって複数の証券会社に相談していたところ、2025年12月にEJSから本新株式、本新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を受けました。上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (5) 他の資金調達方法」に記載したような他の資金調達手法の内容も考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、大規模な希薄化とディスカウントを伴うとはいえ、会社存続のためには大規模な希薄化とディスカウントを伴う資金調達を行うのはやむを得ないとしたうえで、1社に全て割り当てる場合や、新株予約権のみを割り当てる場合などと比較して、株式と新株予約権を同時に、3社に分けて割り当てるのが株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

そして、本新株式及び本社債の発行により発行時点において一定額の資金を調達できるとともに、本新株予約権の行使にともなって段階的に当社が必要とする資金を追加できる本スキームは当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

EVO FUNDは、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。EVO FUNDは、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSの斡旋を受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

## KJEP(第15回新株予約権割当予定先)

SJIの株主である有限会社プレスラインとKJEPの株主である有限会社スプリングエンタープライズが取引実績があり、当社が韓国エンターテインメントや韓国商品の仕入先を探していたところ、韓国で事業を始めていこうとされているKJEPを有限会社プレスラインから紹介されました。協議の結果、当社がおこなう韓国エンターテインメントや韓国商品の日本国内展開における事業連携先として、当社事業領域に関連する韓国企業とのネットワークを有するKJEPと資本関係を結ぶことは、韓国に関連したエンタメ事業や小売業にも視野を向けている当社にとって事業上のメリットが大きいことなどから、割当先として適切と判断いたしました。

## (3) 割り当てようとする株式及び新株予約権の目的となる株式の数

割当予定先の名称	割当株式数及び割当新株予約権数
SJI	本新株式 12,000,000株
EVO FUND	本新株予約権 380,000個(その目的となる株式 38,000,000株)
KJEP	本新株予約権 450,000個(その目的となる株式 45,000,000株)

## (4) 株券等の保有方針

## SJI

本新株式割当により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、SJIの本新株式に関する保有方針は純投資であります。割当後すぐに売却する予定があるものではなく、中長期的に継続保有する可能性もある旨を口頭で確認しております。

なお、当社は、SJIより、本第三者割当の払込みから2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、並びに当社が当該報告内容を取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## EVO FUND

EVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、第14回新株予約権買取契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。EVO FUNDから本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。EVO FUNDとは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨口頭で確認しております。

## KJEP

本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、KJEPにおいて本新株予約権を譲渡する予定はない旨、及びKJEPの本新株予約権の行使後の当社株式に関する保有方針は原則として中長期の継続保有であります。一部の株予約権については市場の状況等を勘案し株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提として、行使により取得した株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるといった行為を繰り返すことを予定しているため部分的には短期保有目的である旨を口頭で確認しております。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

## SJI

2026年2月4日現在の普通預金口座の残高情報から、割り当てられる本新株式の払込金額の払込みに要する金額を確保していることを確認しており、SJI（代表者：渡部 尚）より提出された、本新株式の払込金額の払込みに要する金額の全額がSJIの自己資金である旨の確約書を当社代表取締役社長である藤原宏樹が内容を確認し、SJIによる払込みに支障はないと判断しております。

## EVO FUND

EVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2025年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において第14回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、第14回新株予約権の行使にあたっては、EVO FUNDは、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUNDは第14回新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、第14回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第14回新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

## KJEP

2026年2月12日付のKJEPの銀行口座の残高情報を確認しており、本新株予約権の割当日において第15回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、第15回新株予約権の行使にあたっては、上記銀行口座の残高のほか当社の第3回無担保普通社債（償還期日：2026年6月30日）を合計した金額に加え、KJEPの事業計画を確認し、第15回新株予約権の行使期間3年間において全額を行使するのに十分な資金を有していると判断しております。KJEPからは、行使に必要な資金が不足する場合には、同社代表理事からの借入れや行使により取得した当社普通株式を一部売却する方針であることを確認しております。なお、かかる事業計画については当社代表取締役社長である藤原宏樹が内容を確認し、KJEPによる払込みに支障はないと判断しております。また、第3回無担保普通社債の払込金額については、その全額に相当する金銭をKJEPの親会社である有限会社スプリングエンタープライズが貸し付けていることをKJEPの常任代理人の預り金口座及びKJEPの担当者より確認しており、払込みに要する資金は充分であると判断しております。有限会社スプリングエンタープライズは将来KJEPへ1億円増資する予定であり、KJEPに対する貸付金は当該増資に充当される予定です。

## (6) 割当予定先の実態

## SJI

当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小坂橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号）にSJI、その代表者渡部氏及びその主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月7日、SJI、その代表者及びその主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から、当社は、SJI、その代表者及びその主要株主については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## EVO FUND

当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、EVO FUNDから、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスク

プロ株式会社にEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月7日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、EVO FUNDの出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

KJEP

当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社にKJEP、代表の佐藤氏及びその主要株主が反社会的勢力と何らかの関係性を有しているか否かについて調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月7日、KJEP、その代表者及びその主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から、当社は、KJEP及び代表の佐藤氏については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。但し、新株予約権割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結いたします。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、企業やブランドのファンの育成・活性化を支援するアンバサダー事業を主軸事業としておりますが、業績回復に努めており、喫緊の課題として、安定的な収益基盤の構築を目指しております。従来、当社グループが行う事業報告セグメントは企業向けサービス提供を前提とした「アンバサダー事業」のみとなっており、一つの事業モデルに依存している状況にあるため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えておりました。新しい事業の一つとして、2024年6月から新たな事業としてECによる小売業を開始しており、事業展開として本事業では、まずは商品原価及びECモール支払手数料・商品画像データ使用料・仕入先出荷手数料・広告宣伝費等の販売管理費を費用として計上し、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。連結経営成績は2023年12月期は売上高289百万円、経常損失439百万円、2024年12月期は売上高455百万円、経常損失320百万円、2025年12月期は売上高546百万円、経常損失301百万円と赤字ではあるものの、売上高の増加、赤字幅の縮小に努めておりますが、資金繰りが厳しい状況でございます。

上記のとおり、当社における資金繰りの状況は喫緊の課題となっており、財政基盤を安定させることが急務となっており、蓋然性の高い運転資金の確保が必要のため本資金調達が必要と考えております。そのような中、EJSから、「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、蓋然性の高い資金調達の手段として、EVO FUNDに対して第14回新株予約権を発行する本スキームの提案を2025年12月頃に受け、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDと複数回協議した上で当社にて検討した結果、第14回新株予約権の発行により、資金需要に応じた資金の調達を早期に実現し、EVO FUNDは当社の事業の発展のために資金を投じることができる可能性が高いと判断したため、同12月、かかる提案を受け入れることとしました。しかしながら、EVO FUNDの本新株予約権の保有方針は純投資目的であり、株価の動向次第では、短期間のうちに本新株予約権を大量に行使され、行使による取得株式を大量に市場で売却されれば、市場での流動性や株価への影響も懸念されるため、一部の新株予約権と普通株式を中長期保有が期待できるSJIとKJEPへ割り当てる調達案の交渉を行い、SJIとKJEPにそれぞれ普通株式及び一部の新株予約権を割り当てることとしました。そのため、本新株式の発行を組み合わせることにより、本新株式については、発行の時点で資金を調達することができ、本スキームにおける早期の資金調達の蓋然性を高めることが可能となります。

本スキームは、発行価格が9円の本新株式の発行と、行使価額が9円に固定された本新株予約権を組み合わせたものです。本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額は本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年2月25日)における当社普通株式の終値63円に対して85.7%(小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウ

ント率の計算について同様に計算しております。)のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値72円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対して87.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値74円に対して87.8%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値90円に対して90.0%のディスカウントであり、最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら、当社としては、以下の理由に基づき、本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額に合理性があるものと判断しております。

#### 本新株式

##### ア．払込金額の具体的な内容

当社は、本第三者割当について割当予定先と協議する中で、株式割当予定先から、本第三者割当で発行される発行株式の価額は本新株予約権の行使価額を上限とすることが引受の条件である旨の説明を受けました。当社としても、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権だけでなく本新株式の発行を行うことで直ちに資金調達する必要があるものと考えていたところ、株式割当予定先の上記提案を受け入れることが唯一かつ最善の手段であると判断し、本新株式の発行価額を下記「本新株予約権」に記載の本新株予約権の行使価額と同額の9円といたしました。

##### イ．第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、株式割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本定時株主総会における株主の皆様への議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に対して、当社株式の株式価値算定の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的に採用される手法である市場株価平均法、及びDCF法の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会計から2026年2月26日付で、株式価値算定報告書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しております。本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 63円から90円

DCF法： 7円から11円

市場株価平均法では、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年2月25日を算定基準日として、当社株式の基準日終値63円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値72円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値74円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値90円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を63円～90円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2026年12月期から2028年12月期までの3期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年12月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フロー(いずれもマイナス値です。)を一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を7円～11円と算定しております。前提の財務予測に利用した3か年の当社の連結事業計画は、2026年12月期の売上高703百万円営業損失222百万円、2027年12月期の売上高997百万円営業損失137百万円、2028年12月期の売上高1,290百万円営業損失73百万円となっており、事業計画のうち主な増加要因はリユース事業で、2026年12月期は売上高349百万円営業利益13百万円、2027年12月期は売上高532百万円営業利益33百万円、2028年12月期は売上高725百万円営業利益58百万円を見込んでおります。なお、割引率は加重平均資本コストとし、6.30%～10.71%を採用しており、継続価値の算定にあたってはEXITマルチプル法を採用し、企業価値に対する売上高の倍率を0.9倍として、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

##### ウ．本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会及び監査等委員会の払込金額についての判断

上記のとおり、本新株式の払込金額である9円は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなりますが、本株式価値算定書に照らしても、DCF法による算定結果(7円から11円)の範囲内であること、また、上記のとおり、他に現実的な提案もない中で早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権だけでなく本新株式の発行を行うことで直ちに資金調達する必要があるところ、SJIから提案された上記払込金額を受け入れず、他の資金調達先を探すことは現実的に難しいことを総合的に勘案し、当社は、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、赤坂国際会計は当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株式の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1株当たりの払込金額を9円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。

#### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年2月25日)の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等並びに新株予約権割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提(当社の株価(63円)、ボラティリティ(99.7%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(1.4%)及び市場出来高、新株予約権割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である第14回新株予約権1個当たり0.7円、第15回新株予約権1個当たり0.6円を参考に新株予約権割当予定先との間での協議を実施したところ、新株予約権割当予定先からは、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えたため、本新株予約権1個の払込金額を0.01円としています。

本新株予約権の行使価額が9円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由としては、新株予約権割当予定先より、当社の2025年12月期決算短信において公表した2025年12月期末時点における財務状況及び2025年12月以降の財務状況等の予想を踏まえて、新株予約権割当予定先において総合的に検討した結果、当社の財務状況及び本資金調達がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするためには、行使価額は9円が上限であるとの説明を受けております。9円という価額については、現在の当社の財政状況及び直近数年間の業績の推移などを総合的に検討した結果、当社の純資産額の予想金額から支払予定金額を差し引いた金額をもとに、時価純資産法により新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが判断したものであるとのことです。また、新株予約権の発行価額が僅少(0.0001円/株)となっている点については、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。そのような状況下で本資金調達と比較して当社の資金需要に応え、より良い条件を提示する先も探しましたが、時間的な制約もあり、3名から口頭での提案を受けましたが正式な提案には進まず、コミットメントありの新株予約権あるいは株式割当てで当社の資金需要に応えるより良い他の割当予定先がいなかったため、上記の発行価額及び行使価額にて本資金調達を行うこととしております。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額9円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年2月25日)における当社普通株式の終値63円に対して85.7%のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値72円に対して87.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値74円に対して87.8%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値90円に対して90.0%のディスカウントであり、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。また、上記のとおり、本新株予約権の発行価額0.01円(普通株式1株当たり0.0001円)は、赤坂国際会計による本新株予約権の評価額(第14回新株予約権1個当たり0.7円、第15回新株予約権1個当たり0.6円)よりも低いことから、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。なお、当社普通株式について赤坂国際会計により株式価値算定結果の提供を受けており、本新株予約権の行使価額(9円)は、本新株式のDCF法による株式価値算定結果(7円から11円)の範囲内であります。

当社はEVO FUND及びKJEPを新株予約権割当予定先とし、SJIを株式割当予定先とすることが最善の手段であり、かつ、当社の資金需要に応えていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに成長資金にかかる資金調達が緊急に必要な状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達すること及び新株予約権割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと

判断しました。なお、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (5) 他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討いたしました。公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式又は新株予約権のみの第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であること、行使価額修正条項付新株予約権については当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、早期の資金調達をすることが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたりました。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、赤坂国際会計は当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株予約権の発行については、払込金額について割当予定先にとって有利な金額による発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、本新株予約権の発行価額を0.01円(普通株式1株当たり0.0001円)とすることは相当である旨の意見が述べられております。

新株予約権割当予定先からは、上記のとおり、現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。また、株式割当予定先からは、EVO FUNDが短期間で市場での売却を行うことを顧みると、本新株予約権の行使価額を超える発行価格で引き受けることは困難であることから、本新株式の発行価格について、本新株予約権の行使価額と同額に設定したい旨の依頼がありました。当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは資本増強の蓋然性を確保できないことから、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたためこれを受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

これまで当社は割当予定先以外にも複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を確実に引き受けていただき、また議決権行使等の観点からも問題のない候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって既存株主の皆様にご迷惑をお掛けすることを十分に認識し、株主の皆様のご理解をお願いするものであります。

## (2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行による新規発行株式数12,000,000株(議決権数120,000個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数83,000,000株(議決権数830,000個)を合算した総数は95,000,000株(議決権数950,000個)であり、2025年12月31日現在の当社発行済普通株式総数である33,685,080株(議決権数336,779個)に対して282.02%(議決権総数に対し282.08%)(小数第3位を四捨五入)にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

本資金調達には、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落、SJIを除く全ての既存株主の資産価値に対する大幅な希薄化(ディスカウント発行による理論株価の低下)等、既存株主の皆様にご多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、企業を存続させることが重要であり、その実現のためには当社の財務状態の改善が急務であること、それと同時に収益力を改善するため既存事業への投資資金を調達する必要があり、これ以外に手段がないと判断しております。

また、EVO FUNDの保有方針は、上記のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのこと。EVO FUNDが当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。なお、EVO FUNDが本新株予約権の全部を行使して取得した場合の38,000,000株を行使期間である1年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約155,738株であることから、当社株式の過去1か月間における1日当たり平均出来高1,124,786株、3か月間における1日当たり平均出来高891,945株及び6か月間における1日当たり平均出来高808,369株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による新規発行株式数12,000,000株に係る議決権数120,000個に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される普通株式数83,000,000株に係る議決権数830,000個を合算した総数は950,000個であり、当社の総議決権数336,779個(2025年12月31日現在)に占める割合が282.08%となります。

したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
KJ Equity Partners Co.,Ltd. (常任代理人 アクセ スライツ法律事務所 弁護士 中野壮洋)	Room 701-200, 7F, Seogyong Plaza, 10, Gimpohangang 9-ro 75beon- gil, Gimpo-si, Gyeonggi- do, Republic of Korea			45,000,000	34.97
EVO FUND (常任代理人EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services(Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号)			38,000,000	29.53
SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD (常任代理人 千代 田・中島・春日井法律 事務所 弁護士 中島 龍生)	10 ANSON ROAD #17-20 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE			12,000,000	9.33
株式会社玉光堂	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 40号	5,095,679	15.13	5,095,679	3.96
楽天証券株式会社共有 口	東京港区南青山二丁目 6 番21 号	2,101,600	6.24	2,101,600	1.63
森田 寛	広島県尾道市	651,900	1.94	651,900	0.51
株式会社 N A N A p r o d u c e	東京都中央区銀座八丁目 4 番 23号	458,400	1.36	458,400	0.36
GMOクリック証券株 式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号	456,900	1.36	456,900	0.36
田代 光史	東京都世田谷区	400,000	1.19	400,000	0.31
柳本 公則	静岡県清水市	393,000	1.17	393,000	0.31
計		9,557,479	28.38	104,557,479	81.26

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の総議決権数336,779個に基づき、本新株式及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する議決権数(950,000個)を加えた数で除して算出した数値となります。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 新株予約権割当予定先の「割当後の所有株式数」は、新株予約権割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 . 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおりであります。

### (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本資金調達によって増加する潜在株式数は、2025年12月31日時点の発行済普通株式数の282.02%(議決権ベースで282.08%)であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなります。

しかし、当社取締役会は、大規模な希薄化を伴うことを考慮しても、本資金調達による調達資金は、当社の直近2年間の運転資金、普通社債の返済及びリユース事業新規出店コストに充当する予定であり、これらは当社が収益構造を改善する財務基盤の安定化を図るために必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

本資金調達により25%以上の希薄化が生じるため、取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めより、以下のいずれかの手続きが必要になります。

- a 経営陣から一定程度独立した者(第三者委員会、社外取締役、社外監査役等)による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手
- b 株主総会の決議など(勧告的決議を含む。)の株主の意思確認

当社取締役会は、本資金調達が発行済普通株式数の282.02%(議決権ベースで282.08%)と大規模な希薄化が生じることなどから、既存株主への影響が著しく大きいものになると判断しており、第三者委員会等の独立機関ではなく、株主総会で株主の意思を確認した上で実施することが適当であると考えました。

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本資金調達は、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当に該当することとなります。このように本スキームは大規模な第三者割当に該当することから、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。そこで当社は、取引所の定める規則に従い、本定時株主総会において、株主の皆様の意思確認をさせていただき、その承認を得た上で本資金調達を行うことといたしました。

なお、当社は、このように、株主の皆様からの意思確認の方法として最も直接的な方法である株主総会でご承認をいただくことを本資金調達の条件としたため、経営者から独立した第三者による意見の入手は予定しておりません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期、提出日2025年3月28日)及び半期報告書(第19期中、提出日2025年8月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月26日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり追加すべき事項が生じております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年2月26日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### (1) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク

##### 訴訟等に関するリスク

当社は過去の不祥事を踏まえ、コンプライアンス研修の実施やガバナンス強化委員会、コンプライアンス委員会の設置など、内部統制・ガバナンスの強化に取り組んでおります。一方で、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客や取引先等との予期せぬトラブルや訴訟が発生するリスクがあるものと考えております。当該リスクの内容や訴訟等の結果によっては、当社グループの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書の提出日(2025年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年3月31日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2025年3月28日の第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年3月28日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款の一部変更の件

現行定款第2条(目的)について所要の変更を行う。

###### 第2号議案 定款の一部変更の件

将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第6条(発行可能株式総数)に定める当会社の発行可能株式総数を8千677万7280株から1億1千778万2880株に増加させる。

###### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名全員の任期が満了となるため、昨年辞任により欠けた1名を追加し、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	111,568	2,936	0	(注)1	可決 97.39
第2号議案 定款の一部変更の件	111,141	3,363	0	(注)1	可決 97.01
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件				(注)2	
野口 敦司	111,240	3,264	0		可決 97.10
藤原 宏樹	111,219	3,285	0		可決 97.08
早川 麻依子	110,247	4,257	0		可決 96.23

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2025年3月31日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### 1. 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

氏名	新役職名	現役職名	異動年月日	所有株式数
藤原 宏樹	代表取締役社長		2025年3月28日	
寺本 直樹		代表取締役社長	2025年3月28日	

所有株式数については、2024年12月31日現在の株式数を記載しています。

##### 2. 新任代表取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有持株数 (千株)
ふじわら ひろき 藤原 宏樹 (1975年9月16日)	1997年8月 株式会社ネクスト入社 2012年4月 同社専務取締役 2014年4月 同社代表取締役 2017年7月 株式会社メディアリンクス入社 2018年4月 同社取締役 2019年3月 株式会社玉光堂取締役 2021年12月 メモリーテックつくば株式会社代表取締役 2022年11月 株式会社精美堂取締役 2023年1月 株式会社みっとめるへん社取締役 2023年4月 株式会社RedGames取締役 2024年11月 株式会社玉光堂ホールディングス取締役	

(2025年7月31日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、2025年7月31日の臨時株主総会において、決議に必要な要件である定足数を満たさなかったため、決議事項が採決に至らなかったため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2八の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年7月31日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案：定款の一部変更の件

当社が目指す事業の多様化という将来ビジョンを反映するため、現行定款第1条(商号)を変更し、当社の商号を「CRAVIA(クラヴィア)株式会社」とする。

また、現行定款第20条(選任方法)及び第21条(任期)を変更し、補欠の役員の選任に関する規定を新設する。

#### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を1名増員し選任する。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役吉岡剛氏が2025年3月31日付で辞任し現在は権利義務取締役であること、及び監査等委員である取締役小石彩萌氏が本総会終結の時をもって辞任することに伴い、その補欠として監査等委員である取締役2名を選任する。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	60,449	702	0	(注)1	(注)3 採決なし
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)1名選任の件 金子 雄亮	60,369	782	0	(注)2	(注)3 採決なし
第3号議案 監査等委員である取締役2名 選任の件 佐久間 玄任 北條 陽平	60,433 60,475	718 676	0 0	(注)2	(注)3 採決なし
第4号議案 補欠の監査等委員である取締 役2名選任の件 三枝 充 柴野高之	60,578 60,573	573 578	0 0	(注)2	(注)3 採決なし

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 本総会前日までの事前行使分及び当日出席した株主の議決権の数が、定足数である議決権の3分の1以上に満たなかったため、採決するに至りませんでした。

## (2025年10月29日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、2025年10月29日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 株主総会が開催された年月日

2025年10月29日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案：定款の一部変更の件

当社が目指す事業の多様化という将来ビジョンを反映するため、現行定款第1条(商号)を変更し、当社の商号を「CRAVIA(クラヴィア)株式会社」とする。

また、現行定款第20条(選任方法)及び第21条(任期)を変更し、補欠の役員の選任に関する規定を新設する。

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名選任の件

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を1名増員し選任する。

## 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役吉岡剛氏が2025年3月31日付で、同じく監査等委員である取締役小石彩萌氏が2025年7月31日付で辞任し、現在は権利義務取締役であることに伴い、その補欠として監査等委員である取締役2名を選任する。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	116,457	2,069	0	(注)1	可決 98.23
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)1名選任の件				(注)2	
金子 雄亮	115,537	2,989	0		可決 97.46
第3号議案 監査等委員である取締役2名 選任の件				(注)2	
佐久間 玄任	115,927	2,599	0		可決 97.78
北條 陽平	115,745	2,781	0		可決 97.63
第4号議案 補欠の監査等委員である取締 役2名選任の件				(注)2	
三枝 充	115,922	2,604	0		可決 97.78
柴野高之	115,982	2,544	0		可決 97.83

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書の提出日(2025年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月26日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年3月28日～ 2026年2月26日	3,039,360	33,685,080	106	443	106	433

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

## 4. 業績の概要

第19期事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)の財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	344,118	89,161
受取手形及び売掛金	42,294	91,964
商品及び製品	11,402	23,706
原材料及び貯蔵品	27,841	19,819
未収入金	32,199	12,534
前払費用	12,209	44,483
前渡金	-	40,320
その他	14,173	23,260
貸倒引当金	275	330
流動資産合計	483,964	344,920
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	0	2,041
工具、器具及び備品（純額）	-	853
車両運搬具（純額）	1,097	-
有形固定資産合計	1,097	2,894
<b>無形固定資産</b>		
のれん	10,406	48,372
無形固定資産合計	10,406	48,372
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	20,191	151,297
敷金及び保証金	31,848	8,779
長期未収入金	366,497	370,526
暗号資産	-	64,728
その他	841	3,637
貸倒引当金	357,275	333,705
投資その他の資産合計	62,103	265,264
固定資産合計	73,607	316,530
資産合計	557,571	661,451

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,608	23,212
短期借入金	-	980
1年内返済予定の長期借入金	27,864	31,776
未払金	15,039	29,776
未払法人税等	1,219	7,436
未払費用	3,466	15,500
未払消費税等	824	730
前受金	8,937	9,322
その他	3,215	17,994
流動負債合計	104,175	136,730
固定負債		
長期借入金	110,460	97,992
固定負債合計	110,460	97,992
負債合計	214,635	234,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	268,366	443,928
資本剰余金	389,728	565,290
利益剰余金	352,255	610,844
株主資本合計	305,838	398,373
新株予約権	36,339	26,821
非支配株主持分	758	1,534
純資産合計	342,936	426,729
負債純資産合計	557,571	661,451

## ( 2 ) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	455,521	546,224
売上原価	416,552	490,124
売上総利益	38,969	56,099
販売費及び一般管理費	340,931	338,300
営業損失( )	301,962	282,200
営業外収益		
受取利息	106	290
受取配当金	0	0
持分法による投資利益	-	7,124
助成金収入	2,700	-
ポイント収入額	474	-
その他	937	2,436
営業外収益合計	4,218	9,853
営業外費用		
支払利息	2,680	2,466
暗号資産評価損	-	15,271
株式交付費	20,064	11,622
その他	50	55
営業外費用合計	22,795	29,414
経常損失( )	320,539	301,762
特別利益		
固定資産売却益	-	15
関係会社株式売却益	-	855
和解金	78,500	58,110
新株予約権戻入益	-	5,736
貸倒引当金戻入益	-	23,570
特別利益合計	78,500	88,288
特別損失		
減損損失	50,065	27,458
貸倒引当金繰入額	15,500	-
投資有価証券評価損	4,425	-
訴訟関連費用	19,625	20,420
特別損失合計	89,615	47,878
税金等調整前当期純損失( )	331,655	261,353
法人税、住民税及び事業税	1,219	2,544
法人税等合計	1,219	2,544
当期純損失( )	332,874	263,897
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	4,802	5,308
親会社株主に帰属する当期純損失( )	337,676	258,588

## 連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失（ ）	332,874	263,897
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	-
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	332,874	263,897
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	337,676	258,588
非支配株主に係る包括利益	4,802	5,308

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	804,463	1,133,257	1,829,123	108,598
当期変動額				
新株の発行	267,458	267,458	-	534,917
減資	803,556	803,556		-
欠損補填	-	1,814,544	1,814,544	-
親会社株主に帰属する当期純損失( )	-	-	337,676	337,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	536,097	743,529	1,476,867	197,240
当期末残高	268,366	389,728	352,255	305,838

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	8,231	5,433	111,395
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	534,917
減資			-	-	
欠損補填			-	-	
親会社株主に帰属する当期純損失( )	-	-	-	-	337,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	28,108	6,192	34,300
当期変動額合計	-	-	28,108	6,192	231,540
当期末残高	-	-	36,339	758	342,936

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	268,366	389,728	352,255	305,838
当期変動額				
新株の発行	175,562	175,562	-	351,124
減資	-	-	-	-
欠損補填	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失( )	-	-	258,588	258,588
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	175,562	175,562	258,588	92,535
当期末残高	443,928	565,290	610,844	398,373

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	36,339	758	342,936
当期変動額					
新株の発行	-	-	-	-	351,124
減資	-	-	-	-	-
欠損補填	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失( )	-	-	-	-	258,588
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	9,518	776	8,742
当期変動額合計	-	-	9,518	776	83,792
当期末残高	-	-	26,821	1,534	426,729

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失( )	331,655	261,353
減価償却費	3,814	534
敷金及び保証金償却額	1,990	-
のれん償却額	816	5,021
新株予約権戻入益	-	5,736
暗号資産評価損益( は益)	-	15,271
和解金	78,500	58,110
減損損失	50,065	27,458
投資有価証券評価損益( は益)	4,425	-
訴訟関連費用	19,625	20,420
有形固定資産売却損益( は益)	-	15
関係会社株式売却損益( は益)	-	855
貸倒引当金の増減額( は減少)	16,104	55
貸倒引当金戻入益	-	23,570
受取利息及び受取配当金	106	291
支払利息	2,680	2,466
株式交付費	20,064	11,622
持分法による投資損益( は益)	-	7,124
売上債権の増減額( は増加)	5,861	46,823
棚卸資産の増減額( は増加)	15,915	6,253
前渡金の増減額( は増加)	-	40,320
仕入債務の増減額( は減少)	22,272	18,179
未払金の増減額( は減少)	13,510	13,060
未払消費税等の増減額( は減少)	525	1,284
未払費用の増減額( は減少)	2,911	13,495
その他	34,858	11,116
小計	260,546	359,122
利息及び配当金の受取額	106	291
利息の支払額	2,879	2,435
訴訟関連費用の支払額	-	22,500
供託金の返還による収入	-	25,300
和解金の受取額	-	81,820
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	2,965	4,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	266,284	281,221

投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,285	2,370
有形固定資産の売却による収入	-	653
無形固定資産の取得による支出	2,932	3,912
投資有価証券の取得による支出	20,191	123,981
敷金及び保証金の回収による収入	13,052	711
敷金及び保証金の差入による支出	4,327	900
暗号資産の取得による支出	-	80,000
貸付けによる支出	-	728
貸付金の回収による収入	-	2,800
長期前払費用の取得による支出	49,129	-
事業譲受による支出	-	57,215
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	12,596	11,755
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	4,631
その他	-	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	79,410	281,279
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	980
長期借入金の返済による支出	27,864	30,856
新株予約権の行使による株式の発行による収入	509,227	335,719
新株予約権の発行による収入	33,751	-
非支配株主からの払込みによる収入	1,050	1,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	516,164	307,543
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	170,470	254,957
現金及び現金同等物の期首残高	173,648	344,118
現金及び現金同等物の期末残高	344,118	89,161

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

2022年12月期には債務超過の解消はしたものの、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該事象または状況を解消するために、以下の施策を実施しております。

## 資本政策による財務基盤の安定化

当社にとって収益力を高めていくためには、人材の採用を含めた基盤整備、業容拡大のための投資が不可欠と考えており、そのため前連結会計年度において、第11回、第12回及び第13回新株予約権を発行し、その一部が行使されました。

当連結会計年度においても、これらの新株予約権の行使が進み、特に第13回新株予約権については行使が完了するなど、M&A及び新規事業投資に必要な資金調達を実行いたしました。

しかしながら、依然として当社の資本は脆弱であり、今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

## 収益力の向上

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しております。

これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる事業分野への投資等の取り組みによって、収益の黒字化の速やかな実現を図ってまいります。

当社はすでに前連結会計年度において「ECによる小売業」や「幼児用教材事業」に進出することで成果を挙げています。当連結会計年度においては、さらにエンターテインメント、旅行、消費財等の領域での積極的なM&Aや業務提携を行い、連結子会社及び持分法適用会社の設立、出資、株式取得により事業ポートフォリオを大幅に拡大いたしました。

## 連結子会社及び持分法適用会社

- ・株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT(中国向けタレントファンクラブ運営)
- ・株式会社グローリー(幼児用教材事業)
- ・株式会社ミライル(コンタクトレンズ製造販売)
- ・株式会社BEBOP(タレントマネージメント事業)
- ・株式会社インプレストラベル(旅行業)
- ・有限会社辻元(酒類販売)
- ・株式会社cadre(総合家電・美容商品)
- ・東京書店株式会社(出版)
- ・株式会社V-TOKER(TikTokに特化したVライバーの育成支援)
- ・株式会社みっとめるへん社(幼児向け絵本・児童向け読み物・遊具・アパレル等)
- ・BTCリンク株式会社(EC・リユース事業)
- ・株式会社グローバルM&Aパートナーズ(クロスボーダーM&Aアドバイザー事業)

上記のうちBTCリンク株式会社については、2025年5月23日付「連結子会社の合併並びに子会社の商号変更に関するお知らせ」にて公表したとおり、カラーコンタクトレンズ等のEC向け小売業において堅調な業績を上げている連結子会社and health株式会社と、コンシューマー向けマーケティング領域において開発力・運営力・ノウハウを有する連結子会社papaya japan株式会社及び株式会社コンフィの3社による合併を実施し、存続会社であるand health株式会社の商号をBTCリンク株式会社へ変更したものです。同社は新規事業として、貴金属や高級ブランド商材等の買取・販売を行う「リユース事業」へ進出し、事業領域の拡充を図っております。

加えて、新たな収益機会の創出とWeb3関連事業等の新規事業への応用可能性を実証するため、「暗号資産投資事業」を開始し、ビットコインの購入・運用を行っております。

なお、当社はこれらの多角化した事業を通じて「情熱をつなぎ、創造性を未来へ導く」企業へと進化するた

め、2026年1月1日付で商号を「CRAVIA(クラヴィア)株式会社」へ変更いたしました。今後も、M&Aや新規事業への投資を行い、事業の多角化により新たな収益源確保を推進してまいります。

#### 人材の採用及び育成の強化

業容の拡大及び事業の多角化推進に伴い、当社では今後専門的スキルを持つ人材ニーズが高まっております。当社では人材の確保を喫緊の課題と捉え、今後、積極的な人材採用を行うとともに、多様性を重視し、社内における人材育成を推進してまいります。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策はご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

#### (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

##### 1. 連結の範囲に関する事項

###### (1) 連結子会社の数

9社

###### 主要な連結子会社の名称

BTCリンク株式会社  
株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT  
株式会社グローリー  
株式会社ミライル  
株式会社BEBOP  
株式会社インプレストラベル  
有限会社辻元  
株式会社cadre  
株式会社グローバルM&Aパートナーズ

###### (連結子会社の異動)

株式取得による増加 2社 株式会社cadre 有限会社辻元  
合併会社設立による増加 1社 株式会社グローバルM&Aパートナーズ  
連結子会社間の合併による除外 2社 株式会社コンフィ papaya japan株式会社

###### (2) 主要な非連結子会社名

該当事項はありません。

##### 2. 持分法の適用に関する事項

###### (1) 持分法を適用する非連結子会社

該当事項ありません。

###### (2) 持分法適用の関連会社の数

3社

###### 主要な持分法を適用する関連会社の名称

東京書店株式会社  
株式会社みっとめるへん社  
株式会社V-TOKER

###### (持分法を適用する関連会社の異動)

株式取得による増加 2社 東京書店株式会社 株式会社みっとめるへん社  
合併会社の設立による増加 1社 株式会社V-TOKE

## (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数

該当事項ありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

暗号資産

活発な市場があるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年
車両運搬具	4年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

## (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

## (4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

## (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間(10年以内)にわたって均等償却を行っております。

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## (会計方針の変更)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（セグメント情報等の注記）

〔セグメント情報〕

### 1．報告セグメントの概要

当社グループの事業セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、アンバサダー事業及び製造販売業、小売業等を展開しておりますが、事業活動の内容等、適切な情報を提供するため、サービス等の要素が概ね類似する事業セグメントを集約し、「アンバサダー事業」、「製造販売業」、「小売業」の3つを報告セグメントとしております。「アンバサダー事業」は、SNS運用を中心とした運営等を行っております。「製造販売業」は、酸素ボックスの製造及び販売事業等を行っております。「小売業」、ECサイトにて、コンタクトレンズ、音楽・映像（CD・DVD）、家電などの小売販売、リユース事業を行っております。

### 2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

### 3．報告セグメントに関する事項

当社グループの報告セグメントによる収益及び業績は以下の通りであります。なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

報告セグメントごとの売上、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2,3	連結財務諸 表計上額 (注)4
	アンバサ ダー事業	製 造 販 売 業	小 売 業	計				
売上高 顧客との契約 から生じる収益 その他の収益	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521		455,521
外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521		455,521
計	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521		455,521
セグメント損失 ( )	106,991	46,189	11,113	164,294	16,322	180,616	121,345	301,962
その他の項目 減価償却費	3,085	638		3,723		3,723	91	3,814
のれん償却額	816			816		816		816
減損損失	49,865			49,865	200	50,065		50,065

（注）1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. セグメント損失の調整額 121,345千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社

費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3.減価償却費の調整額91千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産にかかるものであります。

4.セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております

5.セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	アンバサ ダー事業	製 造 販 売 業	小売業	計				
売上高 顧客との契約 から生じる収益 その他の収益	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224		546,224
外部顧客への 売上高 セグメント間 の内部売上高 又は振替高	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224		546,224
計	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224		546,224
セグメント損益 (は損失)	136,353	20,871	6,619	150,605	7,186	157,792	124,408	282,200
その他の項目								
減価償却費	229		304	534		534		534
のれん償却額	821		4,200	5,021		5,021		5,021
減損損失	9,438		14,107	23,546	3,912	27,458		27,458

(注)1.その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2.セグメント損失調整額 124,408千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3.セグメント損失は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

4.セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	10.70円	11.83円
1株当たり当期純損失( )	13.98円	8.16円

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2.1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	337,676	258,588
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	337,676	258,588
普通株式の期中平均株式数(株)	24,153,504	31,699,710

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権の個数 50個 (普通株式 9,000株)	第6回新株予約権の個数 50個 (普通株式 9,000株)
	第10回新株予約権の個数 19,179個 (普通株式 6,098,922株)	第11回新株予約権の個数 209,000個 (普通株式 20,900,000株)
	第11回新株予約権の個数 223,217個 (普通株式 22,321,700株)	第12回新株予約権の個数 6,000個 (普通株式 600,000株)
	第12回新株予約権の個数 6,000個 (普通株式 600,000株)	
	第13回新株予約権の個数 35,700個 (普通株式 3,570,000株)	

### 3.1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	342,936	426,729
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	37,098	28,355
(うち新株予約権)(千円)	(36,339)	(26,821)
(うち非支配株主持分)(千円)	(758)	(1,534)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	305,838	398,373
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	28,575,720	33,685,080

#### (重要な後発事象)

##### 1. 持分法適用関連会社の異動（合併による消滅）

当社の持分法適用関連会社である株式会社みっとめるへん社（以下「みっとめるへん社」と言います。）は、2026年1月31日付でメモリーテックつくば株式会社（以下、「メモリーテックつくば社」と言います。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」と言います。）を実施いたしました。

本合併に伴い、みっとめるへん社は消滅し、当社は本合併後の存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため、持分法適用関連会社から除外されることとなりました。

##### 1. 異動（除外）に至った経緯

メモリーテックつくば社と、みっとめるへん社、株式会社精美堂（以下、「精美堂」と言います。）、及び株式会社RedGames（以下、「RedGames」と言います。）は、製造、企画編集、アプリ、流通、OA機器卸、教育分野における新たな価値創造と、持続的な成長の実現を目的とし、2026年1月31日を効力発生日として、メモリーテックつくば社を存続会社、みっとめるへん社、精美堂、及びRedGamesを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

本合併により、当社が保有するみっとめるへん社の株式に対してメモリーテックつくば社の株式が割り当てられます。

この結果、当社のメモリーテックつくば社に対する議決権保有比率は7.99%となり、重要な影響力を喪失したことから、みっとめるへん社（合併前）を持分法適用会社から除外するものであります。

## 2．異動する持分法適用関連会社（みっとめるへん社）の概要

(1) 名称	株式会社みっとめるへん社		
(2) 所在地	東京都文京区湯島三丁目14番9号湯島ビルヂング5階		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木伸也		
(4) 事業内容	幼児向けの絵本や児童向けの読み物・保育備品・遊具・アパレルウェア等の企画・編集・販売		
(5) 資本金	98,000千円		
(6) 設立年月日	2018年7月4日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社玉光堂ホールディングス(70%) CRAVIA株式会社(30%)		
(8) 上場企業と当該会社との関係	資本関係	当社はみっとめるへん社の株主(30%)です。	
	人的関係	該当事項はありません。また当社からの役員派遣はありません。	
	取引関係	ECによる小売業及び幼児用教材事業における仕入元であり、配送業務を委託しています。 また、IPの管理及びキャラクターグッズ等の企画・卸売を受託しています。	
	関連当事者への該当状況	当社の関連会社です。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態	(単位:千円)		

決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純資産	304,725	336,466	359,321
総資産	355,609	434,275	440,719
1株当たり純資産(円)	21,056	23,249	24,828
売上高	43,484	289,556	472,042
営業利益	559	33,182	19,855
経常利益	1,325	33,928	20,430
当期純利益	1,277	28,038	22,854
1株当たり当期純利益(円)	88.24	1,937	1,579
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

2023年2月期においては決算期に変更があったため、2ヶ月分の数値となっております。

## 3．合併後存続会社となる会社の概要

(1) 名称	メモリーテックつくば株式会社
(2) 所在地	東京都港区赤坂四丁目5番21号バルミー赤坂317号室
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木伸也

(4) 事業内容	CD、DVD、ブルーレイなど光記録媒体の企画、制作、製造 商業印刷における企画、制作、製造管理、輸出入 出版印刷における企画、制作、製造管理、輸出入 付録グッズ製造における工場選定、製造管理、検品、輸出入 著作権の管理、出版、販売、輸出入 ソフトウェアの開発、企画、制作、販売 物流センター事業		
(5) 資本金	30,000千円		
(6) 設立年月日	2021年12月24日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社玉光堂ホールディングス（73.18%） メモリーテック・ホールディングス株式会社（13.00%） 株式会社サンワネット（13.00%）		
(8) 上場企業と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	酸素ボックスの製造・在庫管理を委託しています。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態 (単位:千円)			
決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純資産	348,962	386,763	387,075
総資産	1,544,081	1,549,648	1,609,830
1株当たり純資産	65	77	73
売上高	1,099,497	1,647,029	1,554,079
営業利益	10,525	45,855	26,066
経常利益	6,056	37,508	16,333
当期純利益	38,445	36,215	311
1株当たり当期純利益(円)	7,258	6,836	58
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

2023年2月期においては決算期に変更があったため、7ヶ月分の数値になっております。

#### 4. 合併の概要(みっとめるへん社)

(1) 存続会社	メモリーテックつくば株式会社
(2) 消滅会社	株式会社みっとめるへん社 株式会社精美堂 株式会社RedGames
(3) 合併方式	メモリーテックつくば株式会社を存続会社とする吸収合併
(4) 合併比率	1:0.299

## 5. 日程

## (1) みっとめるへん社

当社において、合併消滅会社であるみっとめるへん社における株主総会に代わる書面決議にて合併を承認する旨を、当社代表取締役が決定した日 2026年1月29日

合併消滅会社であるみっとめるへん社において、書面決議により株主総会があったとみなされた日：2026年1月29日

効力発生日：2026年1月31日

## (2) メモリーテックつくば社

株主総会決議日：2026年1月31日

効力発生日：2026年1月31日

## 6. 合併後の状況および今後の所有株式数

本合併に伴い、当社が保有するみっとめるへん社株式に替わり、新たにメモリーテックつくば社の株式を承継いたします。

項目	異動前 (みっとめるへん社)	異動後 (メモリーテックつくば社)
所有株式数	4,342株	1,297株
議決権所有割合	30.0%	7.99% (本合併による交付)
連結対象等	持分法適用関連会社	- (投資有価証券)

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第19期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月14日 関東財務局長に提出
半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第19期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月19日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月28日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 濱 村 則 久

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、資金繰り懸念も生じている。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 強調事項

- （重要な後発事象） .新株予約権の行使による増資、に記載のとおり、会社は2025年1月1日から同年3月27日までの間に、第13回新株予約権（2024年11月18日発行）の一部について権利行使が行われている旨の記載がある。
- （重要な後発事象） .株式取得による会社等の買収、1.有限会社辻元の株式取得、に記載のとおり、会社は2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社辻元の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年1月20日に株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で全株式を取得した旨の記載がある。
- （重要な後発事象） .株式取得による会社等の買収、2.株式会社cadreの株式取得、に記載のとおり、会社は2025年3月10日開催の取締役会において、株式会社cadreの全株式のうち51%を取得し、子会社化することについて決議し、同日、株式譲渡契約を締結し、株式譲渡の実行は2025年4月1日の予定である旨の記載がある。
- （重要な後発事象） .株式取得による会社等の買収、3.東京書店株式会社の株式取得、に記載のとおり、会社は2025年3月11日開催の取締役会において、東京書店株式会社の全株式のうち25%を取得し、持分法適用関連会社化することについて決議し、2025年3月17日、株式譲渡契約を締結し、株式譲渡の実行は2025年4月1日の予定である旨の記載がある。
- （重要な後発事象） .株式取得による会社等の買収、4.株式会社みっとめるへん社の株式取得、に記載のとおり、会社は2025年3月17日開催の取締役会において、株式会社みっとめるへん社の全株式のうち25%を取得し、持分法適用会社化することについて決議し、2025年3月24日、株式譲渡契約を締結し、株式譲渡の実行は2025年4月1日の

予定である旨の記載がある。

6. (重要な後発事象) 合併会社の設立、に記載のとおり、会社は2025年3月12日開催の取締役会において、インフルエンサーズ株式会社との共同出資により、合併会社を設立することを目的として合併契約を締結することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんに関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、(重要な会計上の見積り)1.のれんの評価、に記載のとおり、連結財務諸表にのれん10,406千円、減損損失5,100千円を計上している。</p> <p>のれんは、子会社や事業の取得時における将来の超過収益力に関連して発生しており、その効果の発生する期間に均等償却している。</p> <p>会社は毎期、事業環境の変化や業績状況に基づいて減損の兆候を判定し、減損の兆候があると認められる場合には、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、のれんを含む固定資産の帳簿価額と比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。会社は、当期において、幼児用教材販売事業を運営する株式会社グローリーの株式取得時に発生したのれんに減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と帳簿価額の比較により減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、使用価値により回収可能価額を算定し、減損損失を5,100千円計上している。</p> <p>翌連結会計年度の業績の見積りは、事業計画を基礎として検討されるが、当該見積りに関連する業界の環境等の見通し等は、経営者による主観的な判断に大きく依存し、不確実性が高い。</p> <p>以上により、当監査法人は、のれんの減損に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの減損に関する判断の妥当性等を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取得時の計画と当期の実績を比較し、乖離の内容を把握した。</li> <li>翌期以降の事業計画が、当期の実績と比較し、主要な仮定が適切かどうか検討した。</li> <li>連結貸借対照表に計上されているのれんについて、修正後の事業計画に基づき検討を行い、超過収益力の毀損がないことを確かめた。</li> </ul>

#### その他の事項

会社の2023年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社が2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から

独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 濱 村 則 久

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、資金繰り懸念も生じている。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

- （重要な後発事象） . 新株予約権の行使による増資、に記載のとおり、会社は2025年1月1日から同年3月27日までの間に、第13回新株予約権（2024年11月18日発行）の一部について権利行使が行われている旨の記載がある。
- （重要な後発事象） . 株式取得による会社等の買収、1. 有限会社辻本の株式取得、に記載のとおり、会社は2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社辻元の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年1月20日に株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で全株式を取得した旨の記載がある。
- （重要な後発事象） . 株式取得による会社等の買収、2. 株式会社cadreの株式取得、に記載のとおり、会社は2025年3月10日開催の取締役会において、株式会社cadreの全株式のうち51%を取得し、子会社化することについて決議し、同日、株式譲渡契約を締結し、株式譲渡の実行は2025年4月1日の予定である旨の記載がある。
- （重要な後発事象） . 株式取得による会社等の買収、3. 東京書店株式会社の株式取得、に記載のとおり、会社は2025年3月11日開催の取締役会において、東京書店株式会社の全株式のうち25%を取得し、持分法適用関連会社化することについて決議し、2025年3月17日、株式譲渡契約を締結し、株式譲渡の実行は2025年4月1日の予定である旨の記載がある。
- （重要な後発事象） . 株式取得による会社等の買収、4. 株式会社みっとめるへん社の株式取得、に記載のとおり、会社は2025年3月17日開催の取締役会において、株式会社みっとめるへん社の全株式のうち25%を取得し、持分法適用会社化することについて決議し、2025年3月24日、株式譲渡契約を締結し、株式譲渡の実行は2025年4月1日の予定である旨の記載がある。
- （重要な後発事象） . 合併会社の設立、に記載のとおり、会社は2025年3月12日開催の取締役会において、インフ

ルエンサーZ株式会社との共同出資により、合併会社を設立することを目的として合併契約を締結することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社に対する貸付金の回収可能性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は(重要な会計上の見積り)関係会社貸付金の評価に記載した通り、関係会社短期貸付金155,000千円、貸倒引当金147,732千円、関係会社事業損失引当金1,232千円を計上している。</p> <p>この貸倒引当金は連結子会社のうち主に4社に対するものであり、貸付先の財政状態に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収不能な額を計上している。</p> <p>会社は主要な連結子会社を2024年12月末で8社保有しており、連結子会社に対する投融資も每期継続的に行われている。連結子会社の経営状況は、日本国内のみならず世界各地の市況動向や経済動向といった外部環境の影響を受けやすい傾向にあり、より不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を「監査上の主要な検討事項」に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の関係会社の貸付金の回収可能性に関する判断の妥当性を確認するために、同社が構築した貸倒引当金の計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した上で、同社の判断に対して、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係会社の貸付金の回収可能性の妥当性の検討を行い、経営者と討議した。</li> <li>・各社の決算状況の内容の確認を行い、検討を行った。</li> </ul>

#### その他の事項

会社の2023年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社  
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

代表社員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 上 野 宜 春  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、過去継続した重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当中間連結会計期間も同様の状況で、資金繰り懸念も生じている。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

（重要な後発事象） .暗号資産（ビットコイン）の購入、に記載のとおり、会社は、2025年7月15日開催の取締役会において、暗号資産（ビットコイン）の購入について決議した旨の記載がある。

（重要な後発事象） .合弁会社の設立、に記載のとおり、会社は、2025年7月18日開催の取締役会において、眞藤健一氏との共同出資により、合弁会社を設立することを目的として合弁契約を締結することを決議し、2025年8月8日に合弁契約を締結した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上